

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 4 項の規定による東駿河湾広域都市計画事業沼津駅南第一地区土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の町の区域を変更する旨、地方自治法第 260条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 10 日

沼津市長 頼 重 秀

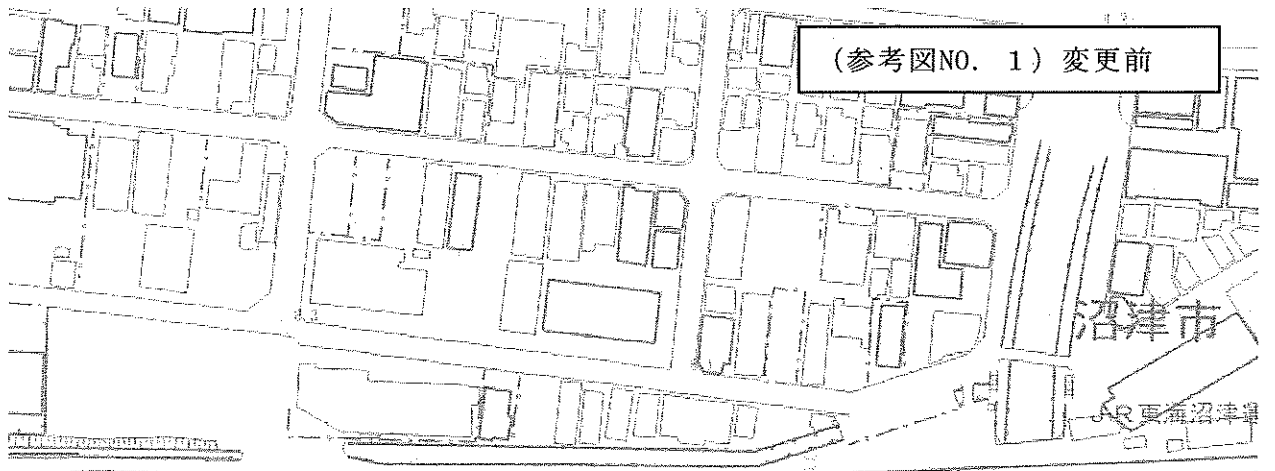


1 添地町に編入する区域

大手町一丁目 209の 6、 209の10の一部、 209の11の一部、 213の36の一部、  
213の37の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、西条町 181  
の一部

2 西条町に編入する区域

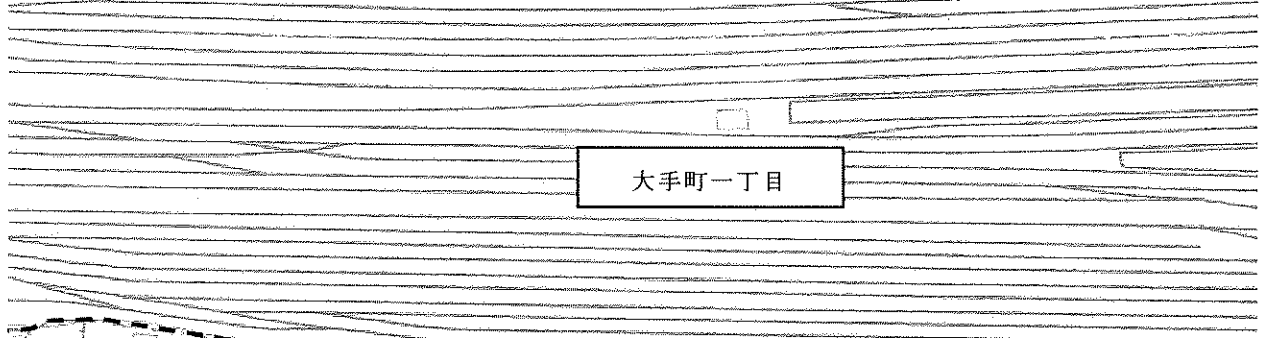
大手町一丁目 199の15の一部、 199の16、 199の64の一部、 199の66の一部、  
199の67の一部、 209の11の一部、 213の36の一部、 213の37の一部及びこれらの  
区域に隣接する水路である公有地の全部、添地町23の 2 の一部、24の一部、25の一  
部、28の一部、29の一部、31の一部、32の一部、35の一部、36の一部、42の一部、  
230の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部



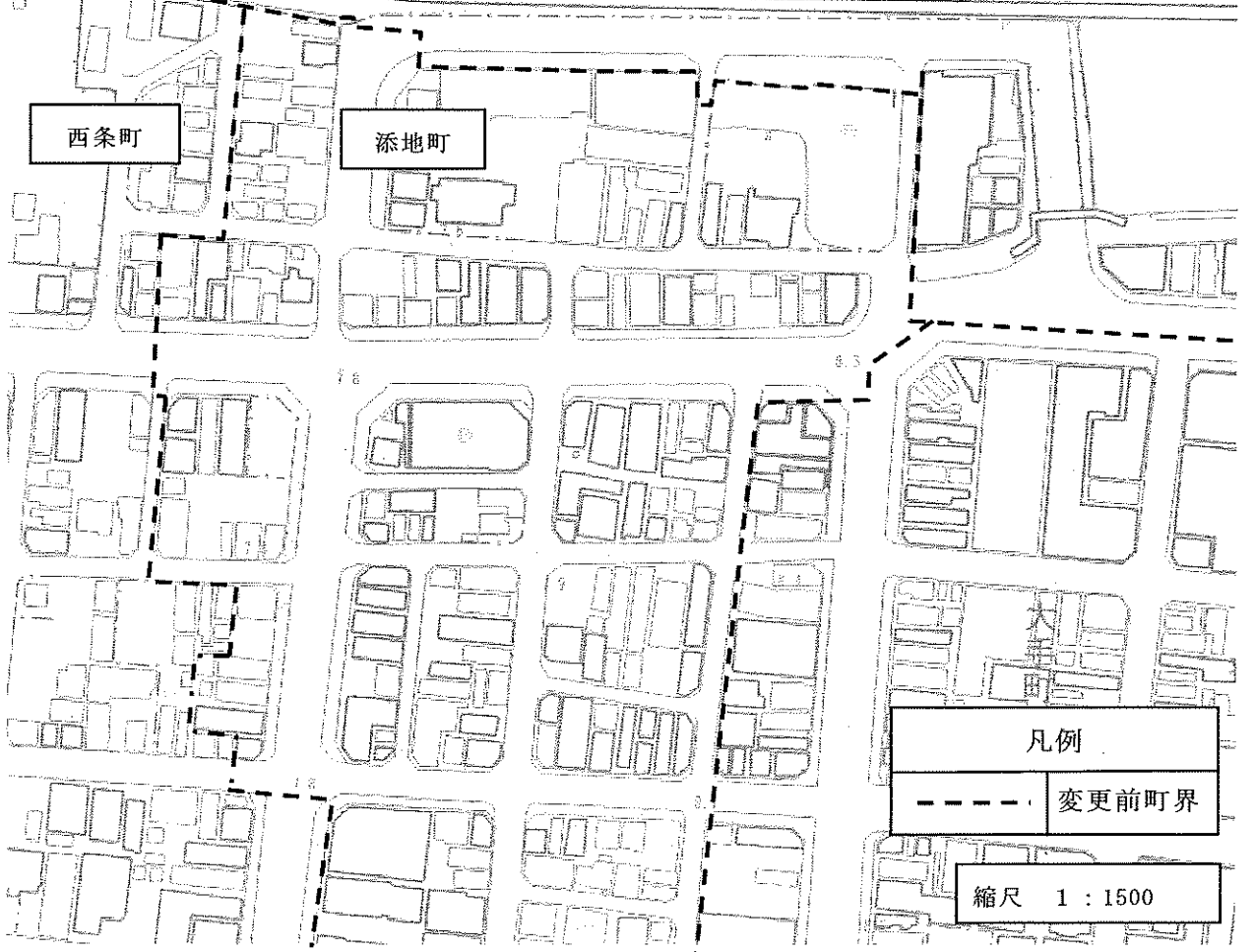
(参考図NO. 1) 変更前

沼津市

沼津市変更前



大手町一丁目



西条町

添地町

凡例  
----- 変更前町界

縮尺 1 : 1500

(参考図NO. 2) 変更後

大手町一丁目

西条町

添地町

イーラボ

凡例

—— 変更後町界

縮尺 1 : 1500

